

「知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（案）」に対する意見募集結果について

- 1 実施期間 平成30年6月12日（火）から平成30年7月11日（水）まで
- 2 寄せられたご意見の件数 1人 7件
- 3 寄せられた内容と対応について

対応状況

項目	意見数
A 文章の修正等により全部又は一部反映するもの	1
B 既に反映されているもの	1
C 今後の施策や事業実施において検討・対応するもの	0
D 何らかの理由で反映することが難しいもの	3
E その他（質問、意見、個別事案、他制度への意見等）	2

通番	該当箇所	意見の概要	県の考え方	対応
1	全般	三重県のパブリックコメントでは、「県民から意見を聞く」とあるが、本規則を三重県民以外に適用しないのであればそれでいいが、三重県以外の遊漁者等にも本規則を適用するつもりであれば、規則の適用を受けるすべての者から意見を聞くべきではないのか。	県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針において、「県民等」とは、県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、県内の事業所や学校等への通勤・通学者など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他の団体も含む。なお、県政の執行について影響を受ける者が県民等に限定されないケースが想定されるので、県民等以外の県外在住者からの意見提出についても極力	B

			認めることとする。」と定められており、広く意見を募集するものです。	
2	第3条	<p>法第3条第2項第6号により、三重県に配分された数量を管理すべき海域について、図示もしくは、緯度経度をもって具体的に示していただきたい。</p> <p>遊漁者についても適用されるようであるが、本規則違反に対しては罰則が設けられており、我が国の排他的経済水域等のうち三重県が管理する区域、言い換えれば、本規則の適用範囲を明示する必要がある。</p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下、「資源管理法」という。）では、慣例的に、各都道府県の地先海面とされている海域を都道府県の海面として扱っております。</p>	D
3		<p>法にも規定があるが、「くろまぐろをとることを目的とする採捕」とは具体的にどういった採捕を指すのか。定義を本規則で示していただきたい。</p>	<p>「目的とする」採捕とは、文字通りくろまぐろの採捕を目的として採捕することを指します。</p> <p>目的としているかどうかは、その事象毎に採捕の状況や採捕に至った経緯等を総合的に判断するものであり、画一的な定義を示すことはできません。</p>	D
4		<p>第3条に違反した場合、法第10条第2項に違反するとして、法第22条第1号の罰則が適用されるが、取り締まることを考えているのか。</p>	<p>資源管理法第12条及び第22条に罰則規定があるため、違反した場合は取締りの対象となります。</p>	E
5		<p>罰則が「3年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と極めて重いものとなっているが、周知期間も設けず、規則を即時施行する予定なのか。</p> <p>地方自治法第14条の規定により、条例においても定めることができないような重い罰則を、いくら法の後盾</p>	<p>当規則は、資源管理法第10条第2項に基づく採捕停止命令の発出方法について定めたものであり、罰則を規定するものではありません。</p> <p>しかしながら、当規則により、法の罰則が適用されることとなるため、一定の周知期間を設けることとしました。</p>	A

	<p>があるにせよ、罰則の内容を伏せたパブリックコメントを実施し、議会への報告も無いようであれば、議会軽視と言われても仕方がないと思うがどうか。</p> <p>こうした重い罰則が科せられる規則について、他の法令との整合性を含め、三重県検察や警察など司法関係者のコメントを是非いただきたい。本当に検挙、起訴が可能で公判が維持できるのか、本規則の適用範囲や用語の定義、さらに漁業権漁業への適用について、事前協議において何の問題もなかったのか。逆に言えば、懲役刑があるような規則を、取締りができないような内容のまま施行してもいいのか、司法関係者が了承しているのか明らかにされたい。</p>	<p>刑法においては、個々の事象に対し「構成要件該当性」、「違法性」、「有責性」について総合的に検討することとなります。</p> <p>検察や警察などの司法関係者の見解については、県としてお答えする立場ではないため、控えさせていただきます。</p>	
6	<p>国においても大臣管理漁業分について、本年1月から管理期間が始まっているにも関わらず、採捕停止に関する農林水産省令が未だに発出されていない。これは、ひとえに省令や規則の適用範囲、混獲の定義を含め、制度全体に問題があるためではないのか。国は省令を制定せずとも管理しているが、三重県が規則制定を急ぐ理由は何か。勘ぐれば、国は、省令や県規則の適用範囲を明示できないため、自らの省令を施行しないまま、管理を全て都道府県に押し付けようとしているだけではないのか。</p>	<p>国の省令は平成30年6月29日公布されました。</p>	E
7	<p>漁業権漁業である定置漁業の漁業権免許に制限条件を</p>	<p>資源管理法では、採捕者、漁具漁法、規模などを限定</p>	D

	<p>付与せず、クロマグロの採捕停止を強制できるのか。できるとすればその根拠は何か。国がこれまで最も回答を拒み、話をすり替えてきたのがこの問題である。(国は、漁業権は「自治事務である」として逃げているだけである。)</p> <p>法第7条では、「都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るため、漁業法第39条第1項(免許済みの漁業権の変更)により水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない」とあるにもかかわらず、三重県がこの措置を講じないのはなぜか。</p> <p>漁業法第39条第6項では、「都道府県は、第1項の規定(免許済みの漁業権の変更)による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によって生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。」とあるが、補償しない(できない)から漁業権に制限条件を付けられないのではないか。漁業権漁業者から採捕停止命令による損害賠償請求があった場合、三重県は自ら免許した漁業権で争い、勝てるのか、仮定の問題ではなく真剣に考えていただきたい。国の言い分を鵜呑みにすれば痛い目に合うと思うが、本当に検討できているのか。</p> <p>漁業法を含め、関連法令を再精査し、取るべき措置を行ったうえではじめて規則を制定すべきではないか、見解をいただきたい。</p>	<p>せずに資源管理の対象とするとともに、法の管理の対象としています。このため、漁業権漁業も含めた全ての採捕者が規制の対象となります。</p> <p>クロマグロの来遊状況は年によって大きく変わるため、漁業法第39条の規定による管理は困難であると判断します。また、クロマグロは、定置漁業等の免許漁業だけでなく、中型まき網漁業、一本釣り漁業やはえなわ漁業、さらに遊漁による採捕もあることから、法第10条第2項に基づく採捕停止命令によって管理を行います。</p>
--	--	--